

■振動特定施設

振動 規制法	施 設 名
1 イ ロ ハ ニ ホ	金属加工機械 液圧プレス(矯正プレスを除く。) 機械プレス せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。) 鍛造機 ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)⇒(冷凍機を除く。)
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力7.5キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6 イ ロ	木材加工機械 ドラムバーカー チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

■規制基準

	昼間 (7:00～19:00)	夜間 (19:00～7:00)	用 途 地 域
第1種区域	60dB以下	55dB以下	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域
第2種区域	65dB以下	60dB以下	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の周囲おおむね50m以内の区域では、上表に掲げる数値から更に5dB減じた値とする。